

森林組合の今後の経営基盤の強化について

令和2年1月
林野庁

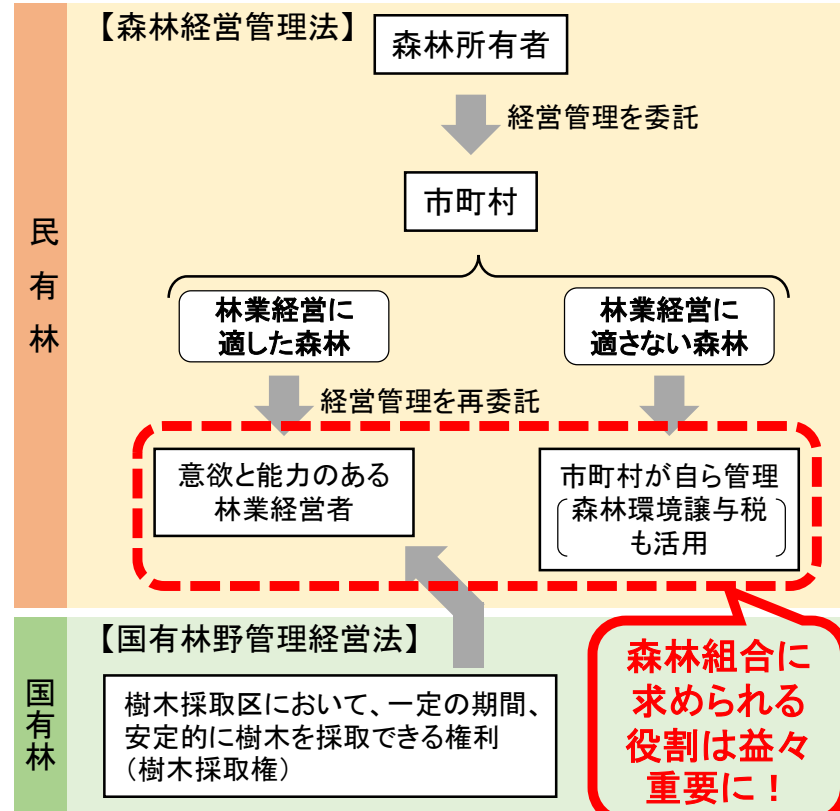
森林組合をめぐる近年の情勢

- 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている中で、近年においては、以下の改革を実施。
 - 改革1: 森林経営管理制度** 経営管理が行われていない森林(民有林)の経営管理を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託すること等を内容とする制度。
 - 改革2: 国有林野管理経営法の改正** 国有林においても、一定の期間、安定的に樹木を採取できる権利(樹木採取権)を「意欲と能力のある林業経営者」等に設定できる制度。
 - 改革3: 森林環境譲与税・森林環境税の創設** 本年度から、森林環境譲与税の譲与が開始。
- このような中、**地域の林業経営の重要な担い手である森林組合に求められる役割は益々大きくなっており、今後、森林経営管理法に基づく森林施業の集約化や木材の販売等の強化とこれらを通じた山元への一層の利益還元**を行っていくことが期待されている。

① 近年における新たな制度の成立等の経緯

	森林環境譲与税・森林環境税	森林経営管理制度(森林経営管理法)	樹木採取権(国有林野管理経営法)
H29年度	税制改正大綱に明記		
H30年度	法成立	森林経営管理法成立	
R元(H31)年度	譲与開始	施行	改正法成立
R2年度			施行予定

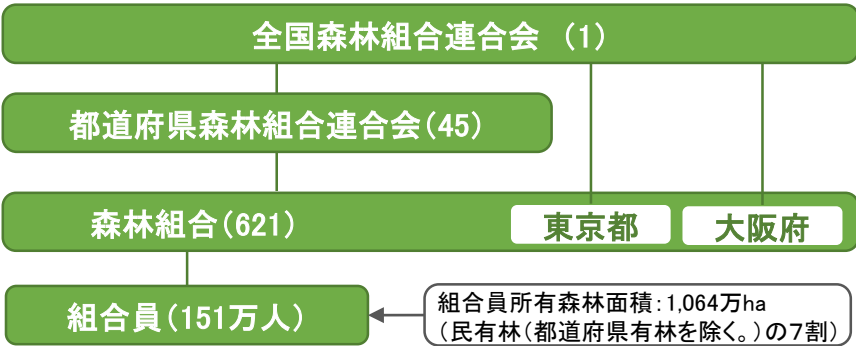
② 森林経営管理制度等の新たな仕組みの概要



森林組合の概要

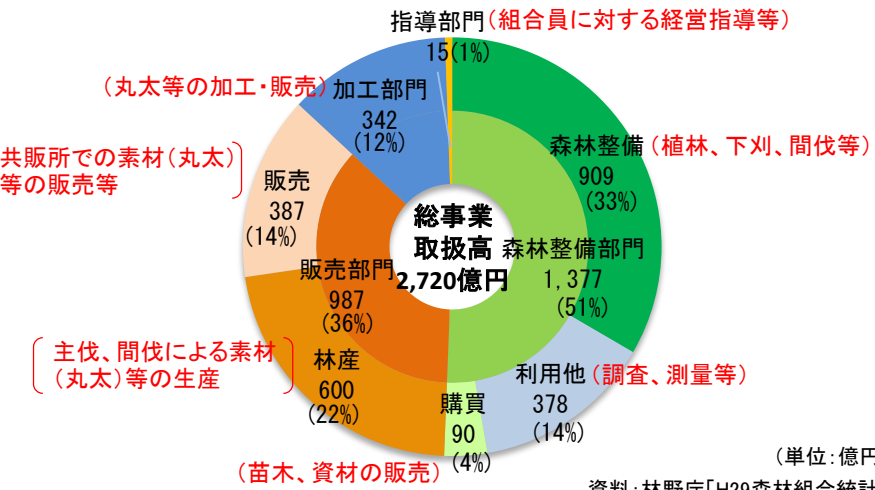
- 森林組合は、森林組合法に基づき、**森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進**を図ることを目的として設立された協同組織である。
- 森林所有者を正組合員としており、全国47都道府県に621組合、45の県連、1の全国連の組織がある。
- 事業としては、**森林整備部門と販売部門が主要事業**であり(両部門で**全体の約9割**)、我が国の**森林整備の中心的な担い手**である。
- **森林組合連合会(県森連)**は、**販売部門が主要事業**である(全体の約8割)。

① 森林組合の系統図

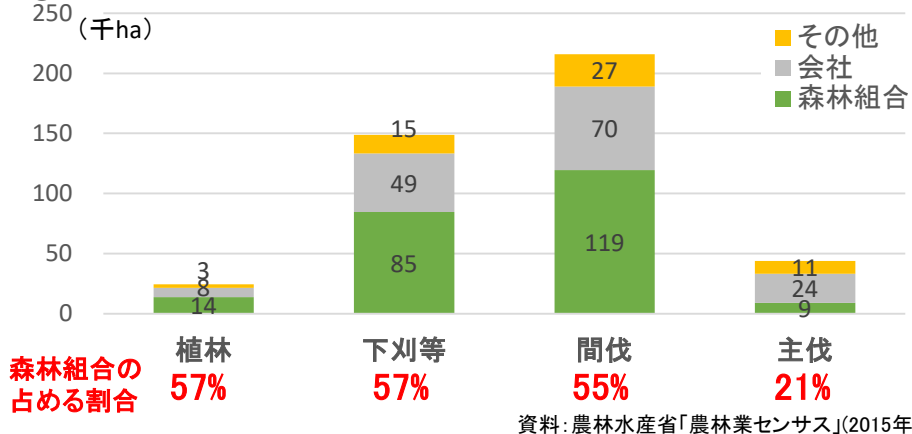


※()内の数字は、平成29年度末時点の連合会数、組合数、組合員数。
 ※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

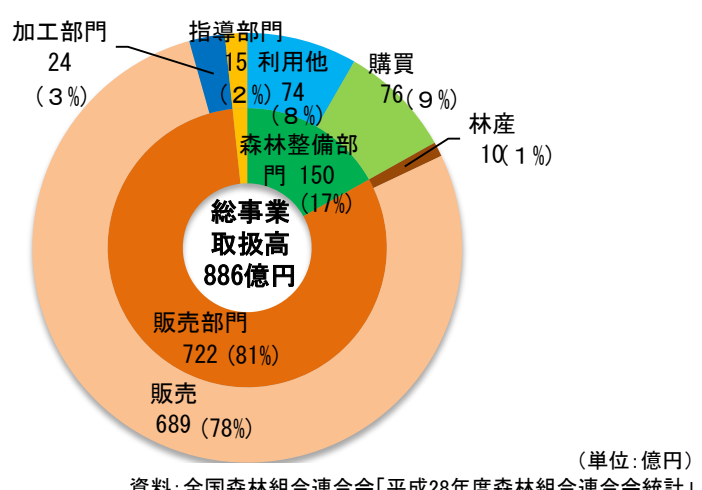
② 森林組合の事業取扱高の部門別内訳 (H29)



③ 林業作業の受託面積



④ 県森連の事業取扱高の部門別内訳 (H28)



森林・林業において森林組合が果たしている役割

- 森林組合は、組合員からの委託を受けて、地域の林業経営の重要な担い手として、山を守るための植林、下刈、間伐、境界確認を自ら実施。国土保全や水源涵養など森林の公益的機能の維持増進において重要な存在。
- 組合員等の原木の共販所での競り売りや製材工場等への直送も行っており、組合員等への利益還元を図る上でも重要な存在。
- 今後は、主伐の増加に伴う植林・保育の着実な実施に向けた取組の強化も期待される。

① 森林組合による森林整備



植林

② 森林組合による境界確認



調査・測量

③ 森林組合系統の共販所



間伐



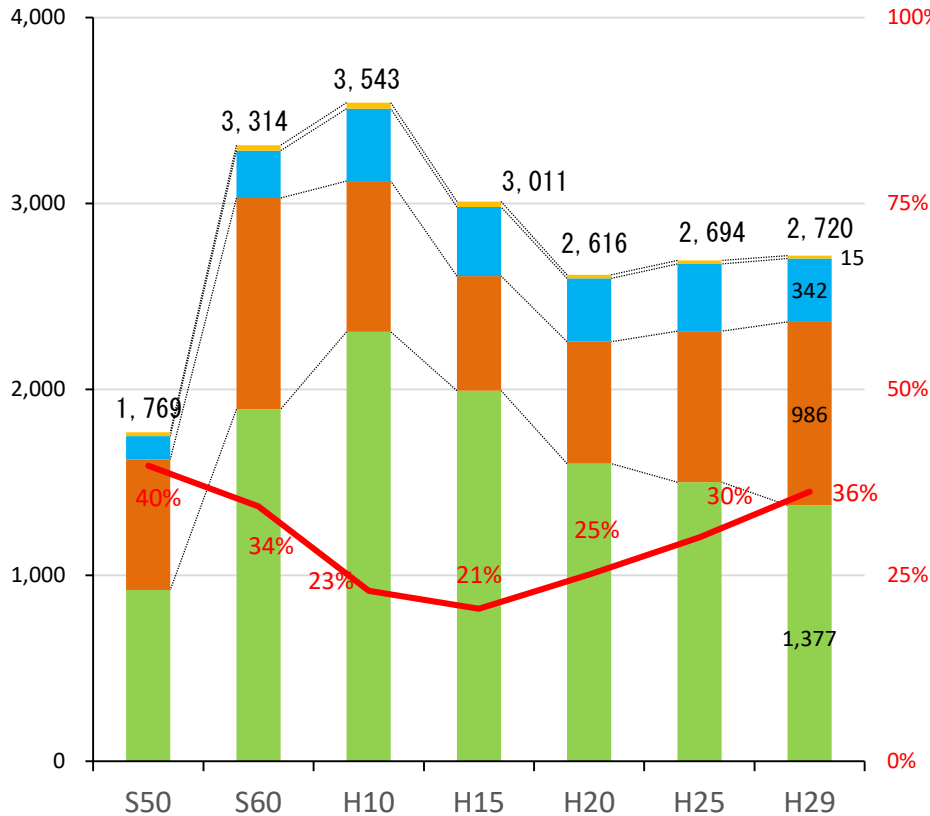
共販所での素材(丸太)等の販売

森林組合系統の販売部門の現状について

○ 森林組合系統においては、近年の素材生産量の増加に伴い、事業取扱高に占める販売部門の割合が増加している。(森林組合:36%、連合会:81%)

① 森林組合の事業取扱高と販売部門の割合の推移

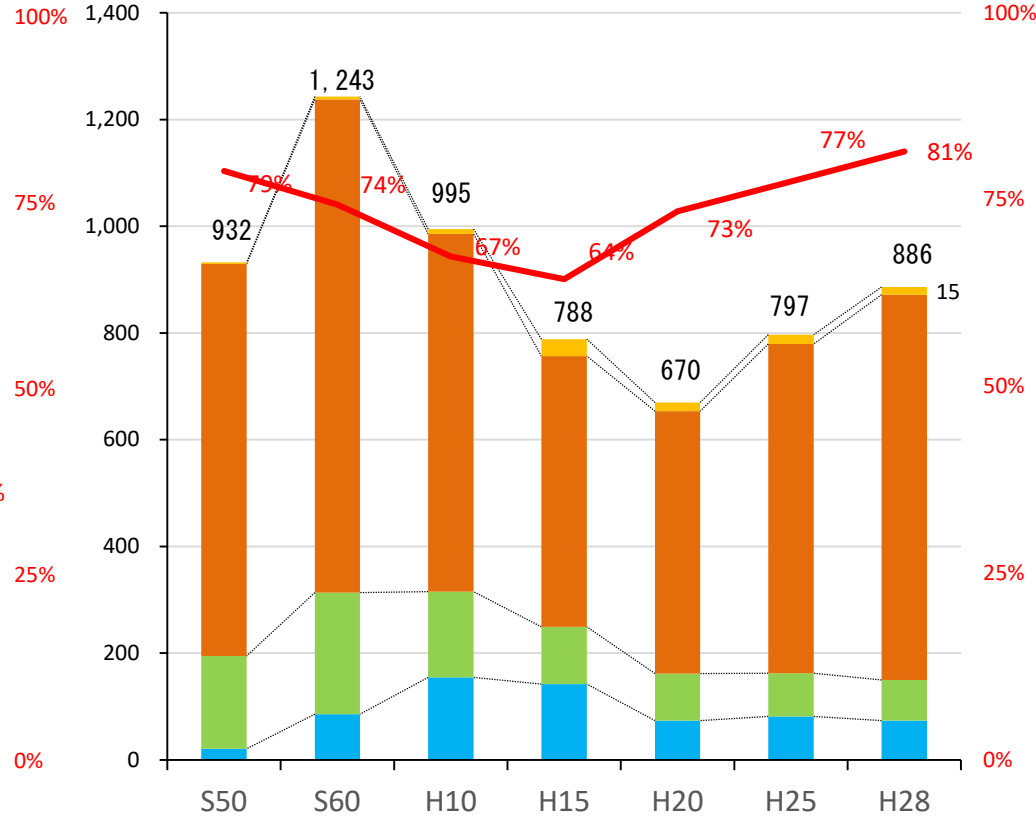
(億円)



■ 森林整備 (左軸) ■ 販売 (左軸)
■ 加工 (左軸) ■ 指導 (左軸)
— 販売部門の割合 (右軸)

② 県森連の事業取扱高と販売部門の割合の推移

(億円)

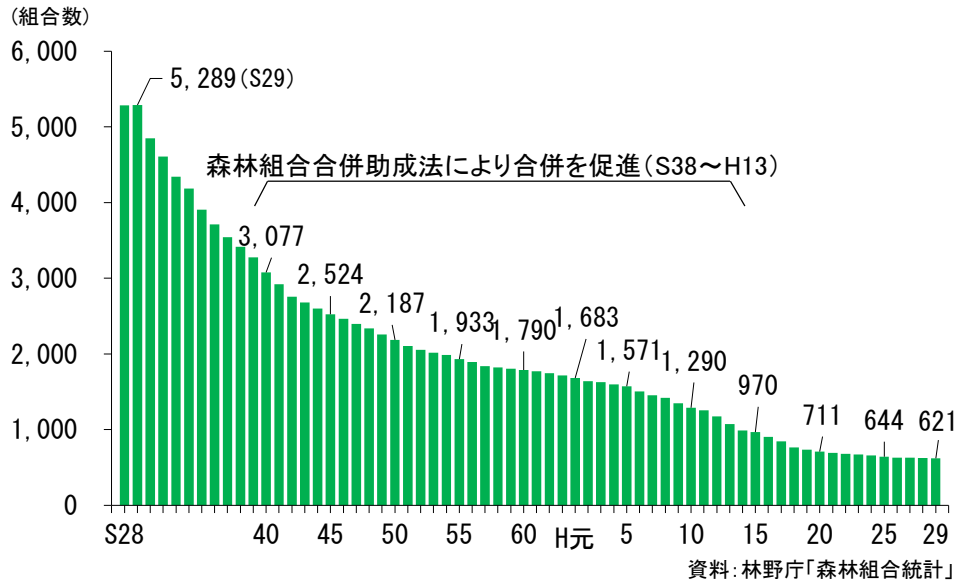


■ 森林整備 (利用事業等) (左軸) ■ 森林整備 (購買事業) (左軸)
■ 販売 (左軸) ■ 指導 (左軸)
— 販売部門の占める割合 (右軸)

(参考) 森林組合のこれまでの合併の取組状況

- 森林組合については、これまでは主に合併の推進により徐々に経営基盤を強化してきたところ。
- 合併の進展度合は、地域により区々。

① 森林組合数の推移



② 森林組合の経営基盤 (1組合当たり)

項目	S50	H29
組合員数(人)	834	2,434
地区内民有林面積(ha)	7,181	25,574
組合員所有林面積(ha)	5,451	17,138
常勤役職員数(人)	4	12

注: 地区内民有林面積には、都道府県有林面積は含まない。

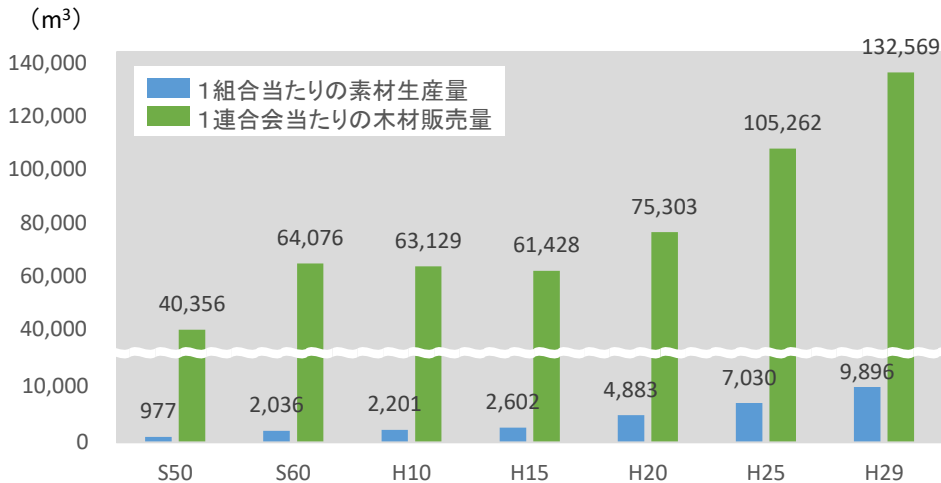
③ 森林組合数の推移 (都道府県別)

都道府県名	S50	H29	都道府県名	S50	H29	都道府県名	S50	H29
全国	2,187	621	富山	31	4	島根	64	13
北海道	168	80	石川	37	4	岡山	45	11
青森	36	12	福井	32	10	広島	44	15
岩手	52	18	山梨	56	11	山口	57	9
宮城	43	16	長野	118	18	徳島	41	10
秋田	36	12	岐阜	84	20	香川	27	7
山形	52	13	静岡	37	20	愛媛	49	13
福島	42	17	愛知	21	6	高知	45	23
茨城	48	8	三重	53	10	福岡	44	9
栃木	34	11	滋賀	39	8	佐賀	19	8
群馬	45	15	京都	50	20	長崎	23	10
埼玉	25	4	大阪	26	1	熊本	65	15
千葉	40	2	兵庫	61	17	大分	52	13
東京	9	1	奈良	44	20	宮崎	44	8
神奈川	19	10	和歌山	50	20	鹿児島	73	15
新潟	81	22	鳥取	25	8	沖縄	1	4

森林組合の経営基盤の強化に向けた具体的な課題①

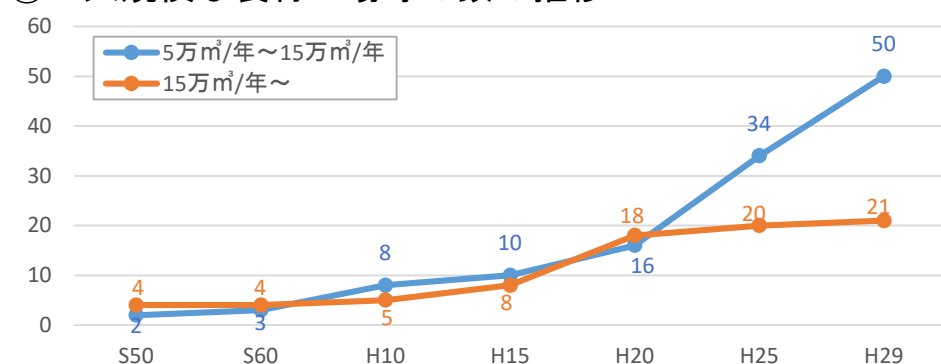
○ 森林組合系統においては、近年、人工林資源の充実や合併の進展を背景に、1組合(1連合会)当たりの生産・販売量は着実に増大。しかしながら、製材工場等の大規模化も進展している中において、**販売規模等が小さい組合・連合会も依然として相当数存在。**

① 森林組合系統の生産・販売量の推移



・資料：林野庁「森林組合統計」、全国森林組合連合会「森林組合連合会統計」
 ・H29の項目について、連合会はH28時点のデータ。

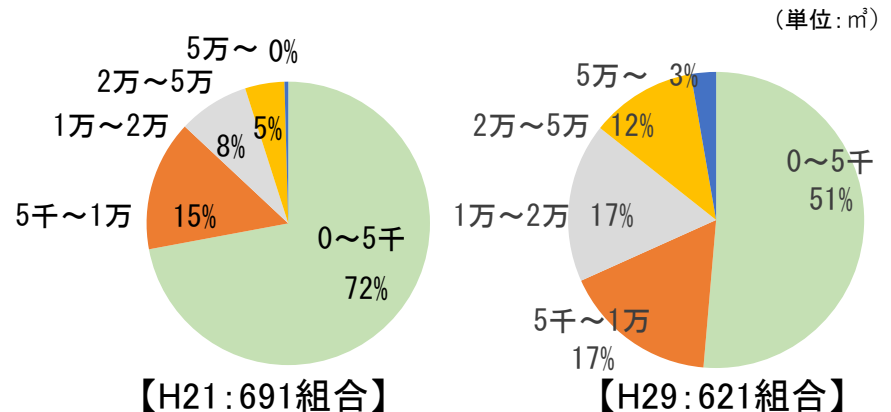
② 大規模な製材工場等の数の推移



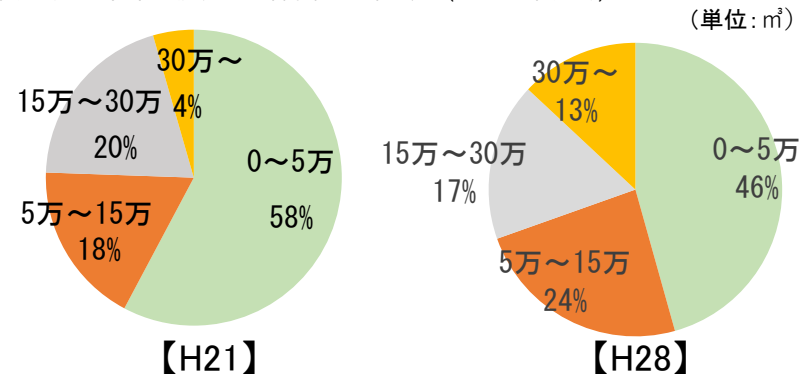
・資料：林野庁調べ(H30)
 ・国産材消費量が年間5万m³以上の工場(製材、合板、LVL)を対象に集計。

③ 生産量、販売量別の分布状況

○ 森林組合の素材生産量階層別区分



○ 連合会の木材販売量階層別区分(46連合会)



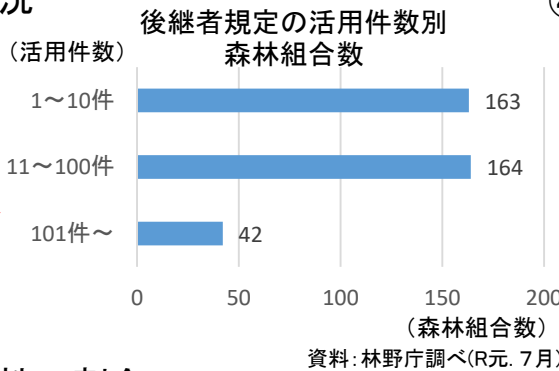
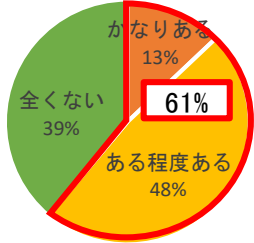
資料：「森林組合統計」及び「全国森林組合連合会統計」

森林組合の経営基盤の強化に向けた具体的な課題②

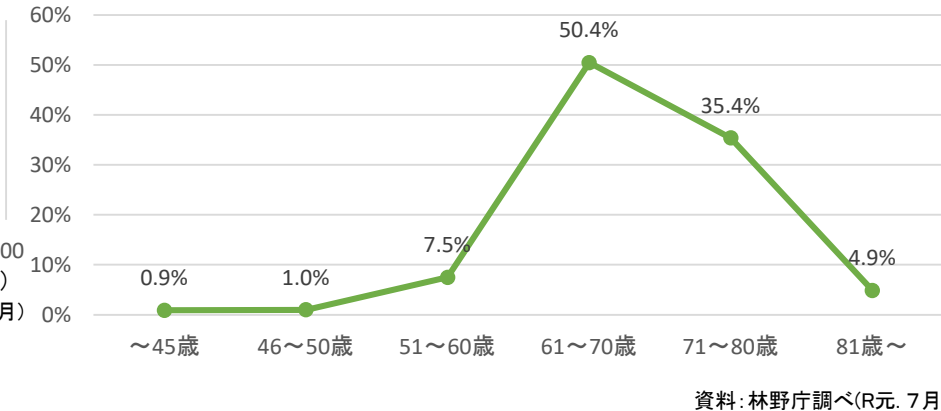
- 森林組合が今後とも協同組織として発展していくためには、正組合員の資格要件が「森林所有者」となっている中で、今後の組合運営の活性化に向けての後継者世代や女性の参画の促進も重要。
- 後継者を追加して正組合員にすることができる制度(後継者規定)も設けられているが、正組合員に追加することができるのは現行制度では同一世帯に属する者に限定されている。
- また、依然として林業従事者の所得水準は他産業と比べて低い等の状況にある中で、雇用される林業従事者の所得水準の向上にもつなげるよう販売部門の強化や理事会運営の活性化を図ることが必要。

① 後継者規定の活用状況

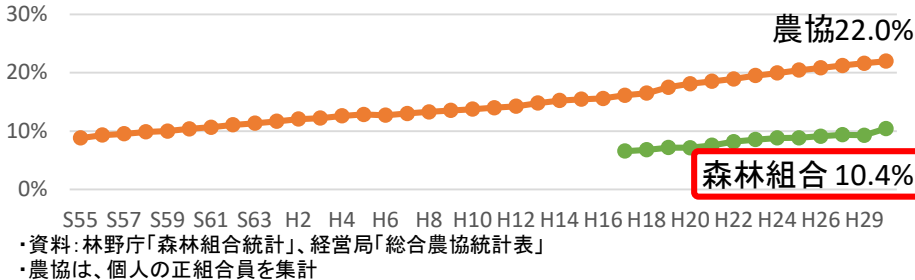
森林組合の後継者規定の活用状況(612組合)



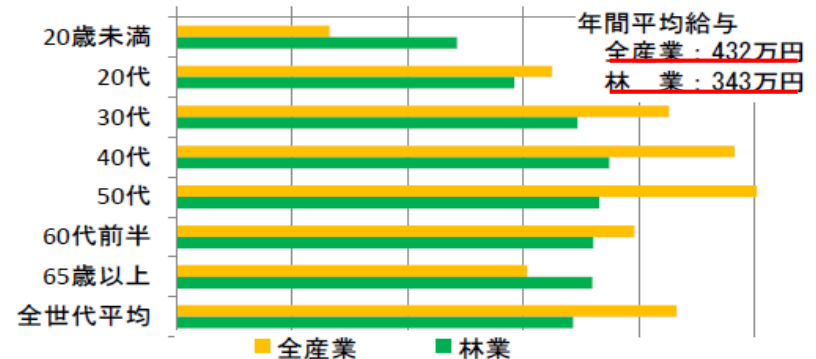
④ 森林組合の理事の年齢構成



② 正組合員に占める女性の割合

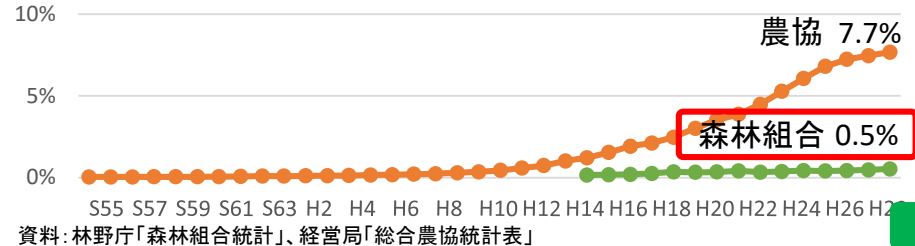


⑤ 林業従事者と他産業の所得水準比較



資料: 国税庁「民間給与実態統計調査(平成29年分)」、林野庁業務資料
注1: 全産業は、1年を通じて勤務した給与所得者の年間の平均給与。
注2: 林業は、平成30年度アンケート調査における年間就業日数210日以上の方について、年齢別、給与(H29)別回答者数により試算。

③ 役員に占める女性の割合



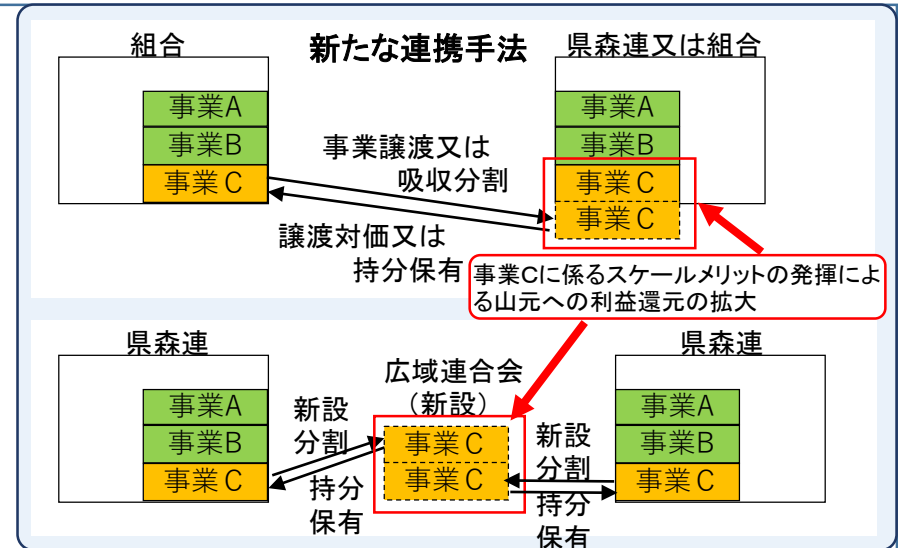
森林組合の今後の経営基盤強化に向けた主な検討方向（森林組合制度関係）

- 地域の林業経営の担い手である森林組合は、木材の販売等の強化等を図るため、系統自らの将来の姿についてビジョンを持った上で、事業を通じた山元への一層の利益還元を進める必要。

このため、合併に加え、会社法等を参考にしつつ、森林組合系統における事業ごとの連携強化が可能となるような枠組みを選択肢とできるよう用意。

<想定しうる連携手法>

- (1) 事業譲渡（組合又は連合会の事業の全部又は一部を他の組合又は連合会に譲渡するもの）
- (2) 吸収分割（組合又は連合会の事業を分割して他の組合又は連合会に承継するもの）
- (3) 新設分割（2以上の組合又は連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する連合会に承継するもの）



- 後継者世代や女性の参画を促進するため、組合員資格に係る同一世帯要件を緩和

- 山元への一層の利益還元に向けて理事会運営の活性化を図るため、

- (1) 理事会の構成における年齢や性別への配慮
- (2) 販売や法人の経営に関し実践的な能力のある理事(1名以上)を配置すべきとすることにより能力のある理事の確保・育成を促進
- (3) 事業運営に当たっては、森林の公益的機能の維持増進と併せ、山元への利益還元にも配慮

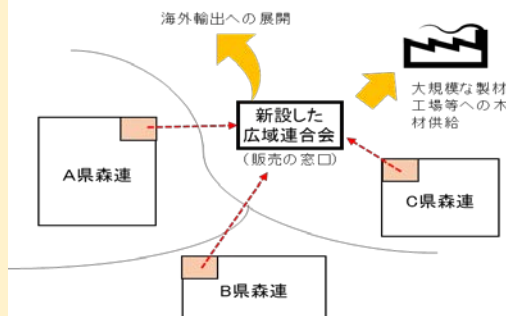
林業成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた森林組合の経営基盤の強化

- 森林組合系統における経営基盤強化の取組の活性化に向けた制度面での対応と併せ、予算面での支援や運用面での積極的な指導等を行うことにより、経営の健全化や事業収益の拡大を推進し、森林組合系統の発展を図ることとする。

【制度改正】

- ・森林組合とその組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ、販売事業を中心に経営基盤の強化を図るため、合併に加え、森林組合系統における事業ごとの連携強化が可能となるような枠組みを選択肢とできるよう用意
- ・組合運営の活性化を図るため、後継者世代や女性の参画及び能力等ある理事の配置を促進

イメージ（複数の県森連が新設分割を行う場合）



【今後想定される事業機会の拡大】

- ・森林所有者自ら手入れできない森林についての整備進展（森林経営管理制度の開始）
- ・木材需要の拡大による林産需要の拡大
- ・主伐後の再造林による新植・保育の増加

【予算面での支援】

- ・林業成長産業化総合対策（高性能林業機械の導入、林業経営を担う人材育成、サプライチェーンマネジメントの推進や外部人材との連携等マーケティング支援等）や「緑の人づくり」総合支援対策、間伐・再造林や林道など森林整備、等

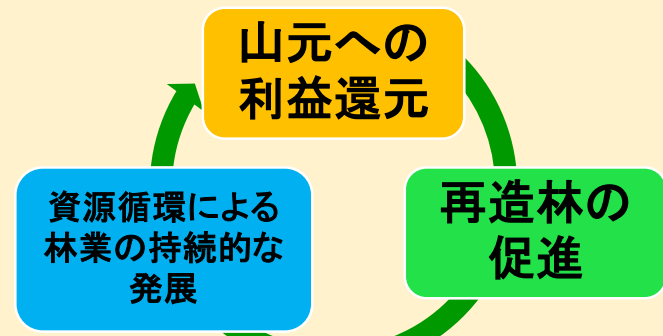
【効果】

- ・森林組合の経営基盤の強化に向けた取組の活性化
- ・川下への安定供給による販路の開拓や需要先の拡大による山元への利益還元強化

森林組合の将来像（10年後の姿）

- 全ての森林組合が健全な経営を実現し、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」としての役割を果たす。（具体的な組織の姿については、森林組合系統自らが将来の系統の姿についてのビジョンを持った上で自らの組織運動として全国展開）

- 複数の森林組合や連合会が連携し、大型製材工場等の大口需要にも対応できる販売体制が実現 <全国で5～10事例>



森林組合における販売体制強化に係る取組事例

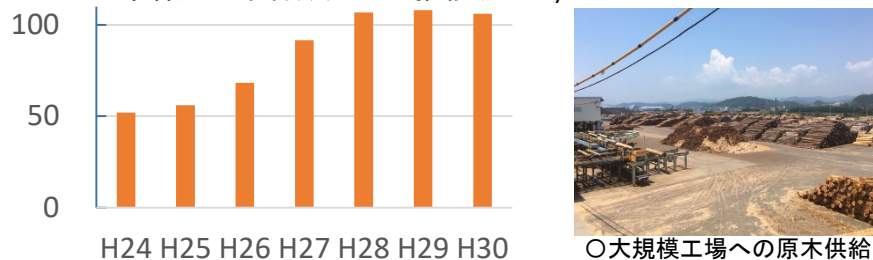
(事例1)

平成26年よりA県森林組合連合会では、県内に立地した大型製材工場への販売体制を強化するため、県内の森林組合や素材生産事業者等と原木の安定供給に関する協議会を設立。

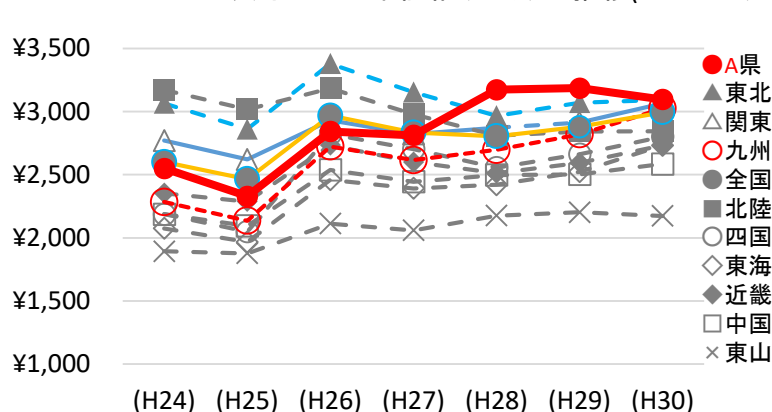
協議会では工場側と定期的に協議を行い、需要者側が必要とする原木の規格(長さや径等)を把握し原木集積に反映し工場に対し安定的に供給。

当該工場以外も含めた県森連の販売量は年々増加しており、平成29年の販売量は国内最大規模となる106万m³。
⇒この結果、山元立木価格(スギ)は全国トップクラスに。

○A県森連の素材販売量の推移(万m³)



○地域別山元立木価格(スギ)の推移(H24-H30)



資料: 日本不動産研究所「山元素地及び山元立木価格調」

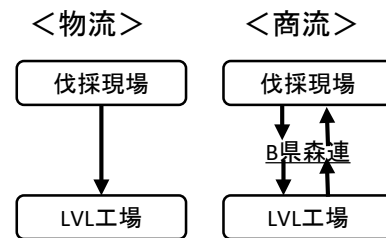
(事例2)

平成26年よりB県森林組合連合会では、県内の森林組合や素材生産事業者が生産した原木を、LVL工場へ直納する取組を行い販売を強化。

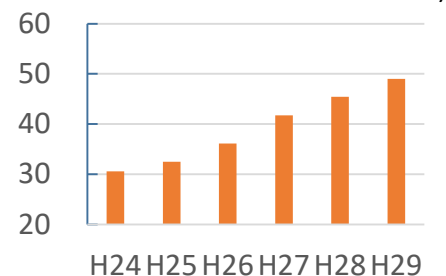
B県森連が、川上からの集荷や川下のニーズ把握を直接担い、伐採現場から工場への直送を推進することにより流通手数料の削減を図っている。

⇒この結果、B県森連の販売量は取組前に比べ1.5倍増加。

○B県森連の直送の仕組



○B県森連の販売量の推移(万m³)

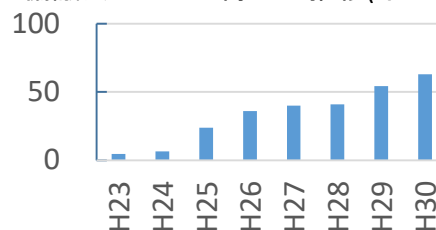


(事例3)

平成23年よりC県、D県の4組合は木材輸出戦略協議会を設立し、国内市場での評価が低かった大径材を中心に海外向けの販路を拡大。

⇒取扱量が着実に増加し山元への利益還元が進展。

○協議会による出荷量の推移(千m³)



○海外への原木輸出